

広島県告示第九百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

向洋新町一丁目二十三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	大字	字	地番		標柱番号
広島市南区		月見町			二二二九番九	標柱一号	
	向洋新町一丁目			二二六二番一	標柱二号		
				二〇番二九	標柱三号		
				二〇番二二	標柱四号		
				二〇番四四	標柱五号		
				三七五〇番一五	標柱六号		
	月見町			二二二九番五	標柱七号及び八号		